

新しい被保険者証を送付します

問 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

国民健康保険加入者の皆さんが現在使用している被保険者証は、9月末日で有効期限が切れ、10月1日から新しい被保険者証を使用していただくことになります。



◆新しい被保険者証

- ・個人ごとにカード化されています。
- ・9月末日までに世帯単位で郵送します。届いたら内容をご確認ください。

◆古い被保険者証

- ・ご自身で裁断するなどして廃棄していただくか、役場1階2番の窓口へお持ちください。

◆**遠**・**学**などの被保険者証

新たに申請していただく必要があります。お早めに手続きをしてください。

【対 象】学生の方や、仕事などで富士見町から住民票を移されている方で、引き続き富士見町国保の被保険者証が必要な方。

【窓 口】役場1階 2番の窓口

【持ち物】**遠**…印鑑、被保険者証 **学**…印鑑、被保険者証、在学証明書（学生証の写し可）

※今年4月以降に申請した方は、在学証明書は必要ありません。

人間ドック補助金のご案内

富士見町国保の被保険者が人間ドックを受けられたときは、保険料を滞納していない世帯の方を対象に健診費用の一部を補助しています。

- ◆補助金額 日帰りドック 15,000円 一泊ドック 30,000円
- ◆申請方法 健診終了後、「人間ドック補助金交付申請書」と「人間ドック補助金請求書」に必要事項を記載し、領収書（原本）と健診結果（コピー可）を添付して申請してください。

【申請の際にお持ちいただくもの】

1. 国民健康保険証 2. 領収書（原本） 3. 振込口座のわかるもの（預金通帳など）
4. 印鑑 5. 健診結果等報告書（健診データ）

国民年金保険料の追納をお勧めします

問 岡谷年金事務所 ☎23-3661 住民福祉課国保年金係 ☎62-9111

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除）、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受け取り額が少なくなります。

そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であれば遡って古い月分から納める（追納）ことができます。ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

- ・一部免除を受けた期間は、残りの納付すべき保険料が納付されていなければ追納はできません。
- ・「若年者納付猶予・学生納付特例期間」が「法定免除・申請免除期間」より古い（先に経過した）月分である場合は、「若年者納付猶予・学生納付特例期間」が優先します。
- ・「法定免除・申請免除期間」が「若年者納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。
- ・「若年者納付猶予・学生納付特例期間」の中では、先に経過した月分から納めることになります。
- ・「法定免除・申請免除期間」の中では、先に経過した月分から納めることになります。

※追納のお申し込み・ご相談は岡谷年金事務所または住民福祉課国保年金係までお願いします。

